

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 笛吹市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
10,424	6,739	986	18,149

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	28,723	27,722	1,001	819	455	34,021	基金繰入367
一般会計等	28,723	27,722	1,001	819		34,021	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	8,008	7,874	134	134	526	182	0	
老人保健特別会計	6,285	6,285	0	0	587	0	0	
介護保険特別会計	4,110	4,089	21	21	669	30	0	
介護サービス特別会計	14	12	2	2	0	0	0	
水道事業会計	844	842	2	854	142	4,745	1,068	「法適用」
簡易水道特別会計	1,060	1,024	36	36	284	3,230	1,890	基金繰入140
公共下水道特別会計	3,806	3,746	60	29	1,712	24,560	19,476	
農業集落排水特別会計	93	89	3	3	83	584	537	
温泉事業特別会計	99	83	17	17	0	0	0	
公営企業会計等 計				1,096		33,331	22,970	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(～)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
東八代広域行政事務組合	223	217	7	7	7	601	418	
東山梨行政事務組合	1,420	1,393	27	27	99	2,503	142	
東山梨環境衛生組合	406	396	10	10	0	481	84	
峡東地域広域水道企業団	0	0	0	457	0	3,301	0	「法適用」
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	210	194	15	15	0	31	6	
釈迦堂遺跡博物館組合	50	48	2	2	0	0	0	
山梨県市町村議会議員公務災害等補償組合	0.8	0.5	0.3	0.3	0	0	0	
青木が原ごみ処理組合	48	26	22	22	10	0	0	
山梨県市町村総合事務組合(一般会計)	7,552	7,541	12	12	2,334	0	0	
山梨県市町村総合事務組合(行政手続きの電子化事業特別会計)	251	210	41	41	0	0	0	
山梨県市町村総合事務組合(交通災害共済事業特別会計)	111	109	2	2	23	0	0	
山梨県市町村自治センター	152	145	6	6	0.8	0	0	
山梨県後期高齢者医療広域連合	745	707	39	39	0	0	0	
一部事務組合等 計				639		6,916	651	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
いさわ文化・スポーツ振興財団	6	112	110	4	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			110	4	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		2,400	
減債基金		479	
その他充当可能基金		5,057	
充当可能基金 計		7,935	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.68	4.51	0.17	12.58	20.00	水道事業会計		124.7	
連結実質赤字比率		10.55		17.58	40.00	簡易水道特別会計		12.4	
実質公債費比率	14.4	13.1	1.3	25.0	35.0	公共下水道特別会計		7.0	
将来負担比率		112.3		350.0		農業集落排水特別会計		40.1	
財政力指数	0.61	0.65	0.04			温泉事業特別会計		18.2	
経常収支比率	84.2	85.8	1.6						

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。